

旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 健康推進課

【報告事項】

ピロリ菌検査の導入等について

【説明要旨】

平成30年10月から実施予定のピロリ菌検査の概要及び胃がん検診の受診対象年齢の見直しについて、次のとおり御報告いたします。

1 ピロリ菌検査実施の背景

我が国において、死因の第1はがんであり、生涯のうちに約2人に1人が罹患すると推計されている。また、がんによる死因のうち、胃がんは三大死因の一つとして、依然と高い割合となっている。

こうした中、胃がんや胃の様々な病気の発症・進行に関係しているといわれているピロリ菌の感染の有無について検査を実施し、早期の除菌治療につなげていくことで、将来的な胃がんの予防に効果が期待できることから、今回、ピロリ菌検査を新たに導入する。

2 目的

ピロリ菌の早期発見及び除菌治療による将来的な胃がんの予防

3 内容

担当課	保健所（健康推進課）	福祉保険部（国民健康保険課）
対象者	20歳の旭川市民 （平成9年4月2日～ 平成10年4月1日生まれの者）	旭川市国民健康保険加入者のうち、 35歳、40歳、45歳、50歳、 55歳、60歳、65歳、70歳の者 （平成30年度中にそれぞれの年齢になる者）
検査方法	血液検査	
自己負担額	500円	
実施先	ピロリ菌検査実施医療機関	特定健診のオプション検査

4 導入時期

平成30年10月1日から

5 胃がん検診の受診対象年齢の見直し

ピロリ菌検査導入に合わせて、胃がん検診の受診対象年齢を、国のがん検診の指針に合わせて、現状の35歳以上（旭川市国民健康保険加入者は30歳以上）から、40歳以上に変更する。